

日本私立大学協会私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人自治医科大学
② 設置大学名称	自治医科大学
③ 担当部署	総務部 企画広報課
④ 問合せ先	kikakuka@jichi.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 24 日
⑥ 点検結果の公表日	令和 8 年 10 月 5 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.jichi.ac.jp/gaiyo/public_info/governancecode/

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、基本理念及び教育目的について、大学ホームページ、大学案内（パンフレット）、学生便覧などにより、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して広く社会に公表している。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の明示、履修系統図の作成、シラバスの記載内容の見直し等により、学生等が学びの道筋を理解しやすくなるよう努めている。また、教育の質の向上のため、自己点検・評価結果に基づきカリキュラムの見直しを行うなど、継続的・体系的な取組を行っている。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長及び副学長等の職務等は、学内関係規程等に規定するとともに、学長の諮問機関として学長補佐会議を設置している。また、教授会は、学則に基づき、教育研究に関する方針の策定等重要事項を審議する場として運営している。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	大学の現在および将来のあり方等に関する重要事項を審議する場である企画委員会をはじめとした学内の委員会に、教員と職員が委員として審議・決定に参画している。また、教学関係の委員会等には事務職員が同席し、事前検討や意見交換等を行うなど、教員と事務職員の連携・協力を図っている。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教員の教育・研究水準の向上、職員等の専門性及び資質の高度化を図るため、ファカルティ・ディベロップメント（FD）、スタッフ・ディベロップメント（SD）に係る年次計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	本学の目的及び使命を踏まえ、中期計画推進規程に基づき中期計画推進委員会において方針を策定し、企画委員会及び理事会において審議・決定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画推進委員会及び企画委員会において中期計画の進捗を点検し、計画の実施決定をしている。中期計画に基づき毎年度事業計画を策定し、事業報告書において成果と進捗を公表するとともに、必要に応じて計画の修正を行っている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	医療に恵まれない地域における医療の担い手の養成を建学の精神として、社会の要請に応える医師、看護職、研究者等、多様な人材を輩出している。また、看護師特定行為研修センターを設置し、学内外から受講生を受け入れ、医学・医療の担い手を育成している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	栃木県や埼玉県、下野市等と連携し、地方創生や地域社会の課題等に協同で取り組んでいる。地域医療の教育・研究・支援・提言を行っている地域医療学センター、地域の中核医療機関である附属病院及び附属さいたま医療センターを設置するなど、「知の拠点」として大学の役割を果たしている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備及び充実に努めており、キャリア支援、育児支援、就業継続支援を目的とした医師・研究者キャリア支援センターを設置するとともに、女性活躍推進法に基づき行動計画を策定し公開している。
実施項目 2－2②	
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用に配慮し、理事及び評議員に女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	法令及び寄附行為に基づき、理事選任機関を評議員会とし、私立学校の経営に必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者という観点から人材を確保するとともに、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	法令及び寄附行為に基づき、理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに、評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3－1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	法人の適正な運営が図れるよう適切に情報提供を行うとともに、事業計画、事業報告、予算、決算等について意見交換を行うほか、理事会において、大学・附属病院・附属さいたま医療センターの現況報告を行うなど、情報提供の充実・確保を図っている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	法令及び寄附行為等に定められた選任基準により、監事及び会計監査人の独立性に配慮しつつ、評議員会において適任者を選任している。
実施項目 3－2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事監査規程及び内部監査規程に基づき、監査の基準及び計画を策定するとともに、監事、会計監査人及び内部監査室の三者により、監査の内容、法人全体の概況、業務執行状況等について情報共有を行うなど連携体制を構築している。
実施項目 3－2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるよう、一般社団法人大学監査協会に入会することなどにより、監事業務を支援するための情報提供や研修機会の確保及び充実に努めている。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	法令及び寄附行為に基づき、都道府県が共同で設立をした本学の性格や建学の精神との調和に配慮した評議員会の構成とし、本学の教育等の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者との観点から選任を行うとともに、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	法令及び寄附行為に基づき、評議員会の役割及び評議員の責務を明確にするとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	事業計画、事業報告、予算、決算等について意見交換を行うほか、評議員会において、大学・附属病院・附属さいたま医療センターの現況報告を行うなど、情報提供の充実・確保を図っている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	災害対策マニュアル等を整備するとともに、事案に応じた事業継続計画を策定している。教職員専用ページ等に掲載し、教職員及び学生に周知している。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	内部統制システム整備の基本方針及びその他学内関係規程等に基づき、法令等遵守のための体制を整備している。また、公益通報のほか、ハラスメント防止、研究活動における不正防止、医療安全管理の適正な実施等に係る通報窓口を設置している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	法令及び寄附行為等に基づき、大学ホームページ等で教育研究活動や経営に係る情報、その他本学の取組について、さまざまな情報を公開している。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	本学の活動について幅広いステークホルダーから理解が得られるよう、説明方法を工夫し公開するよう努めている。また、英語版ホームページを整備し、海外の研究者や留学希望者等に対しても情報提供を行っている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明